

『独立宣言』とジェファソンのアメリカン・ヴィジョン

明 石 紀 雄

はじめに

イギリス本国からの分離の必要性をうたい、独立後の新しい社会建設の理念を述べたものとして、『独立宣言』はアメリカ合衆国の歴史を通じてもっとも有名な文書の一つである。それが有名であるのはむろんその歴史的重要性もさることながら、それが常に議論・批判の対象になってきたことと無関係ではない。『アメリカ革命の文学史』のなかで、モーゼス・C・タイラーはこの点について次のように書いている。

「それが最初に公にされて以来今日まで、『独立宣言』はアメリカ革命の批判者だけでなく同情者によっても、保守派の政治家だけでなく進歩派の政治家によっても、怒りの口調あるいは侮蔑的に繰り返し、攻撃してきた。それはまた、その内容と同様形式ゆえに、理論が誤まっていることあるいはそこに述べられている事実が誤まっているという理由で、独創性がないという理由でしかし同時にあまりに大胆であるという理由で、古くさい議論のむし返しあるいはまったくの剽窃であるという理由で、最後にその文章は流麗であるがまったく内容がないという理由で、非難されてきた」¹⁾。

タイラーが、このように書いてからすでに半世紀以上経っているが、彼の考察は今日でも通用

する。

タイラー以前のいくつかの具体的な例をあげるならば、1822年から25年頃にかけて、『独立宣言』の真の起草者は誰かということが、問題になったことがある。大陸会議の代表など一部を除いて、トマス・ジェファソンがその起草者であるということは、1784年までほとんど知られていなかったという事情もあったが、1820年代の論争にはジェファソンの貢献を低く評価しようとする、党派的動議が働いていたことは明らかである。マサチューセッツのフェデラリスト派の政治家ティモシー・ピカリングは、ジョン・アダムズが彼にあてて『独立宣言』には、それまでの2年間大陸会議で論じられてきたこと以外何も新しいことは書かれていない」といてよこしたのを引用し、1823年7月4日にジェファソンを批判した演説を行なったことがある。またアメリカ革命を通じてジェファソンと行動をともにしたヴァージニアの同胞、リチャード・ヘンリー・リーも『独立宣言』は単にロックの政治理論の引き写しであると、批評した。以下はジェファソンがリチャード・ヘンリー・リーに書き送った手紙の一部であるが、それはアダムズおよびピカリングの批判にたいする反論でもあった。

「『独立宣言』の目的は、それまで考えられたことのないような新しい原理や新しい論議を見つけるのではなく、また単に従来いわれなかつたことを語るというばかりでなく、独立の問題についてのコモンセンスができるだけ分り易く人びとに示し、その同意をかちえ

1) Moses Coit Tyler, *The Literary History of the American Revolution, 1763—1783* (2 vols., New York, 1897, 1957), I, 499.

ること、そしてわれわれがやむをえずとった立場について正当化することだったのです。

(中略) その典拠はすべて、会話にであれ、書物にであれ、印刷された論文にであれ、あるいはアリストテレス、キケロ、ロック、シドニー等による政治についての基本的書物にであれ、表現されていた当時の一致した意見によっているわけです²⁾。

したがって『独立宣言』に言及する場合、この「当時の一致した意見」とは何であったかを見ることが、常に必要なのである。

また、1856年にはホイッグ党の政治家であり雄弁な弁護士として名の知られたルーファス・ショートは、こういっている。「『独立宣言』は自然の権利についての、聞えは立派だが意味内容の乏しい一般原則からなる情熱的、雄弁な宣言文である」と。しかし、「すべて人間は平等に造られ、造物主によって、一定の誰にも譲ることのできない権利を与えられ、これらのなかには生命、自由および幸福の追求が含まれる(以下略)」という言葉は、自然権についてのきわめて簡潔な、力強い、そしてそれが書かれた状況を考慮するならば、むしろ抑えた調子のものである。直截的であり、起草者の信念が読む人によく伝わるように書かれている。

『独立宣言』に関しては、これまでにヘイゼルトン、ベッカー、ボイド等によるすぐれた文献考証的研究がなされているが³⁾、その他にアメリカ革命の思想史的研究を扱ったものには、必ずといってよいほど触れられている。これは見方を変えていえば、『独立宣言』の解釈の問

2) 1825年5月8日モンティチェロにて。『アメリカの建国思想』(「世界の思想7」, 河出書房, 昭和41年), 171ページ。

3) John Hazelton, *The Declaration of Independence: Its History* (New York, 1906); Carl Becker, *The Declaration of Independence, A Study in the History of Political Ideas* (New York, 1922 and 1942) および Julian P. Boyd, *The Declaration of Independence: The Evolution of the Text* (Princeton, 1945)

題は、その理念がどれだけ達成されたかという実践的課題を別にしても、常に古くて新しい課題であることを意味するものである。その際、トマス・ジェファソンがその起草に果たした役割を検討することが必要である。なぜなら『独立宣言』の真の意図はどこにあったかということは、ジェファソンがそのなかに盛り込もうとしたアメリカの過去・現在・未来についての彼の解釈、とりわけ彼のアメリカの未来にたいするヴィジョンはどのようなものであったかを聞くことなしには、考えられないからである。『独立宣言』は彼のこのようなヴィジョンの投影の結果できたものであるという前提に立ち、最近のアメリカ史研究の成果およびジェファソンの伝記的研究における新しい傾向を参考にしながら、この歴史的ドキュメントの意義を再検討するのが小論の目的である。

I 革命家の誕生

1. 文筆家としての名声

ジェファソンは『ヴァージニア信教自由法』の制定およびヴァージニア大学の設立と並んで『独立宣言』の起草を彼の生涯における三つの主な達成の一つにあげているが、これは決して誇張ではない。後でみると、『独立宣言』案の起草委員会は5人の委員からなっていたが彼がその作成の主な責任を取った、というより彼が主として起草にあたることが、最初から期待されたのであった。これは彼が第一番目に起草委員に指名されたことからも明らかである⁴⁾。

ここで一つの疑問が生じる。ジェファソンは当時33才であり、大陸会議のなかでもとくに若いグループに属していた⁵⁾。その彼が、なぜこ

4) W. C. Ford et al., eds., *Journals of the Continental Congress 1774—1789 [JCC]* (34 vols., Washington, 1904—37), V, 431.

5) 『独立宣言』に署名した56人の代表のうち、ジェファソンより年令が若い者は5人しかいなかった。最年少はエドワード・ラトレッジとトマス・ヘイワード2世で、ともに27才であった。

のような大役を任せられるようになったのであるか。

他の4人の起草委員は、ジョン・アダムズ、ベンジャミン・フランクリン、ロジャー・シャーマンそれにロバート・R・リヴィングストン（指名順）であった。フランクリンは当時もっとも著名な政治家の一人であり、彼の指名は起草委員会の報告を権威あるものにするのに貢献した。しかし彼はすでに70才の高齢に達していたので、草案の起草は別の若い委員に任せられたのは当然であった。それに彼の文章スタイルは、平易ではあったが、崇高な理念をうたうのに適していたかどうかは疑問の余地がある。シャーマンとリヴィングストンはいずれも独立には消極的であり、彼等が委員に選ばれたのは、主として政治的配慮からであった。（シャーマンは『独立宣言』に署名したが、リヴィングストンはしなかった）。

問題は、アダムズである。なぜ彼が、革命の指導者としてはおそらくジェファソン以上に急進的な役割をこれまで果たしてきた彼が、草案の作成にあたらなかったのであろうか。彼は文筆家として名声もあった。次に引用するのは、後年アダムズが記している誰が草案起草の任にあたるべきかについて、彼とジェファソンのあいだに交わされた会話である。

「[ジェファソンがなぜアダムズは書かないかと尋ねるのに答えて] 第一に、君はヴァージニア人であり、このような仕事はヴァージニア人が責任者となるのが望ましい。第二に、私は個人的に人気がない。人からあまり好ましく思われていないし、何をするか分からないという不信を人びとは私に抱いている。君はまったく、私の逆の立場にある。第三に、君の方が私よりも文章が十倍もうまく書けるのだから」⁶⁾。

6) John Adams, *Diary and Autobiography*, ed. L. H. Butterfield (4 vols., Cambridge, Mass., 1961), III, 336. しかしジェファソンはこのような会話を記していない。

第一の理由はきわめて戦術的である。当時、独立運動は所詮北部植民地だけに関係があることであるという雰囲気が一部にあったが、このような地域的ジェラシーを柔らげるためにジョージ・ワシントンが植民地（大陸）軍総司令官に任命されたのに続いて、同じヴァージニア出身のジェファソンを前面に出すことは効果的であるとアダムズは判断したのであった。第二、第三の理由はジェファソンの自負心にうったえるものであったが、同時にアダムズの劣等意識の表われでもあった。しかしこの点を除けば、アダムズのいっていることは正しい。

アダムズも文章は巧みであったが、彼の文体はいわゆる「弁護士体」であった。厳密さを要求される法律文書ではこのようなスタイルは必要であったかもしれないが、それはもってまわった表現を使い文章構成が凝りすぎるという欠点があった。ジェファソン自身、政治家になる前は弁護士であり、当然このような文章を書いていたであろうが、彼には必要に応じて「素朴で気どらない」文章を書く能力があった。おそらくアダムズはジェファソンの文体のこのような特徴をいっているのであって、それは彼には真似できなかったことである⁷⁾。

大陸会議には他に、ジョン・ディキンソンという有能な文章家がいた。彼もまた平易な、鋭い調子の文章を書くことができた。しかし『独立宣言』が、「われわれがやむをえずとった独立の立場についてわれわれ自身を正当化すること」を目的としたものであり、「アメリカ人の精神を表明しようとした」ものであるならば、ディキンソンはその仕事に不適であった。なぜなら彼は最後までイギリス本国政府との和解に期待をかけていたからであり、植民地が独立を決意するにいたった経過は、分離にたいしていささかでも躊躇する者の手によっては書かれるべきものでなかったとするならば、この点で、ディキンソンは起草者たりえなかった。

7) J・ブロノフスキー、B・マズリッシュ『ヨーロッパの知的伝統——レオナルドからヘーゲルへ』（三田博雄他訳、みすず書房、1969年）、288ページ。

ジェファソンに与えられた任務は大きなものであった。彼は、彼の持つ文章能力のすべてを発揮することが要求された。しかしそれ以上に（カナダを除く）北アメリカにおけるイギリス領植民地が本国から分離・独立することの必要性および意義について、彼自身が明確な認識を持っていなければならなかった。（その意味で彼の文章スタイルに混乱があるとすれば、彼の認識に混乱があったと考えるべきであろう。この点は、草案と最終案を比較しながら後にみることにする）。

2. 革命の進展とともに

ジェファソンが政界に入ったのは1769年のことで、その年彼はアルブマール郡からヴァージニア植民地議会（House of Burgesses）代表に選ばれた。彼が26才の時であった⁸⁾。

イギリス本国政府にたいする抗争はすでに始まっていた。彼は議会では早くから急進派の代表たちと結び、いくたびか共同の行動をとるようになつた。たとえばタウンゼンド条例に抗議して、ヴァージニア植民地で「不輸入協定」が作られた時、彼もそれに同意して署名している。（1769年5月17日）また1773年本国政府の政策についての情報交換を目的とする「通信連絡委員会」がヴァージニアでも結成された時、彼はその設立に参加したのであった。

1774年6月1日は、『ボストン港閉鎖法』が実施される日であった。この法律は、前年末ボストン港で起こったいわゆる茶会事件にたいする本国政府の懲罰措置であったが、全植民地において反英の気運を高めるきっかけとなつた。ヴァージニア植民地議会はジェファソン等の策動もあって、6月1日を、同法にたいする抗議の意を込めた「断食と悔い改めと祈りの日」と定めたのであった。このような日を設定するの

8) ジェファソンの1776年までの公的活動については、主に彼の『自叙伝』を参考にした。Autobiography in A. Koch and W. Peden, eds., *The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson* (New York, 1944), 3-114.

は元来ニューイングランドの習慣であったが、ヴァージニアおよびそれ以外の南部の植民地でも実施されたのは興味あることである。しかし「断食………日」を設定したまさにその日（5月14日）に、総督ダンモアは議会を解散したのであった。そこで代表たちはローレー・タバーン（居酒屋）のアポロ・ルームに集まり、イギリス本国政府の政策に抗議し、抗議運動を全植民地規模に広げることを誓った一つの盟約書（Association）を作った。署名は5月27日になされたが、ジェファソンがそれに加わったのはいうまでもない。

第一回大陸会議（1774年9月5日～10月26日、フィラデルフィアにて開催）の開催を最初に呼びかけたのはマサチューセッツであったかヴァージニアであったかは、簡単には決せられない問題である。正確には、二つの別々の運動が第一回大陸会議に集約したとみるべきであろう。

5月27日に『ヴァージニア盟約書』が署名されてから2日後、5月29日にボストン通信連絡委員会から1通の回状が届いた。（5月13日発）これはイギリス本国にたいするより強硬な手段すなわち不輸入・不輸出を提唱し、すべての植民地が集まる会議の開催を提案したものだった。

ボストンからの通信を受けて、植民地議会議長にしてヴァージニア通信連絡委員会の責任者であったペイトン・ランドルフは、急きょウィリアムスバーグにあった議員たちを集め対策を協議した結果、8月1日に「旧」議員が全員集まり大陸会議の提案を検討することを決めたのであった。ジェファソンは、ランドルフ等とともに対策を講じた議員の一人であった。

しかし、彼は急病（赤痢）のために、出席是不可能になつた。そこで8月1日の協議会のために決議案を書き、ランドルフとパトリック・ヘンリーに送った。しかし彼の決議案は「あまりに大胆である」という理由で、採択されるにはいたらなかつた。

ランドルフ他数人のジェファソンの「友人」は、彼の決議案がそのまま埋もれてしまうのを惜しみ、それを印刷に付し、広く配布すること

にした。『イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約』(以下『要約』)として知られているのがそれである⁹⁾。

『要約』は、まず植民地建設の状況の説明から始まる。アメリカへの移住者は自らの意志で渡ってきた。そして自分の血と汗で開拓地を拡げていった。彼等はイギリス社会の法律の制約を受けることはなかった。とくに国王の統治から、彼等は自由であった。あたかもイギリス人の祖先であるアングロ＝サクソン人がヨーロッパ大陸からイギリスに渡った後、元来の居住地からの統治を受けることなく自由人の地位を保持したのと同じように。次にジェファソンは、植民地とイギリス本国は対等の関係にあると書いている。つまりイギリス国王は帝国内の各地域の共通のきづなもしくは「調停者」の役割を果たすものであり、イギリス議会(Parliament)の権限はイギリス本島だけに及び、植民地まで及ぶものではない。ところが実際には、国王と議会は相まって植民地および植民地人の諸権利を侵害してきたとし、その実例を列挙——帽子条例(1732年)、鉄条例(1750年)、印刷条例(1765年)、タウンゼンド条例(1767年)、ボストン港閉鎖法(1774年)など、また陪審による裁判の妨害、外国人傭兵の問題などをあげている——するのである。

『要約』にはすでに、当時としてはタブーであった「分離」という言葉が用いられている。「イギリスから分離することは、われわれの願望ではなく利益でもない」。分離を宣言したものではないが、これはかなり強い表現である。また「陛下よ、本上訴は、陛下にたいするわれわれの最後の、そして堅い決意をもってなされた決議です」という言葉で結ばれているが、これは対植民地政策の再検討を求める穏かではあるが強い意志表示とみることができる。

『要約』はいくつかのレトリカルな表現がある。「われわれを奴隸の状態へ陥いれるとい

9)『世界の名著——フランクリン、ジェファソン、マディソン他、トクヴィル』(第33巻、中央公論社、昭和45年)、209-31ページ。

一つの意図的な組織的な計画」「ジョージ3世の名を歴史のページに一つの汚点となさしめ給う」「イギリス本島の16万の選挙人が、個人としては、徳においても理知においても体力においても彼等と同様な、400万のアメリカ各植民地の人びとにたいして、法律を制定する権利があるという主張については、果して何らかの理論的根拠を見出すことができましょうか」。後の『独立宣言』と比較して、『要約』は流麗さに欠け、いくらか荒いという印象はまぬがれない。しかしそれだけ表現は鋭く、ジェファソンの個人的感情や考え方が率直に出ていているといえよう。

『要約』のなかに、「歴史の教訓によれば」という一句がある。これからも明らかなように、ジェファソンの議論はすべて歴史的事実にもとづいたもの——少なくとも彼はそう主張している——であった。しかし、彼の引いている史実はすべて正しくはない。とくにアングロ＝サクソン人のイギリス移住とイギリス人のアメリカ移住は類似した点があるという指摘は、疑問の余地がある。その反面、独立運動に要求された道徳的基盤もしくは歴史的正当性を与えることには、成功したのであった。つまり彼は過去の出来事のなかから、対英抗争を続けるアメリカ植民地人の意識に合致したものを選んだのであり、それを「歴史の教訓」と呼んだのであった。人間の権利について論じた18世紀の著作にしばしばみられる自然権への言及は、『要約』にはみられないが、しかしジェファソンが対英抗争の正当性を歴史に求めたことは明らかである。彼にとって、歴史は教訓であると同時に、権威でもあった。後の『独立宣言』が自然権哲学に立脚しているのとは、好対照である¹⁰⁾。

10) Elisha P. Douglass, *Rebels and Democrats* (Chapel Hill, N. C., 1955), Ch. 15 “Thomas Jefferson and Revolutionary Democracy” および H. Trevor Colbourn, *The Lamp of Experience* (Chapel Hill, N. C., 1965), Ch. 8 “Thomas Jefferson and the Rights of Expatriated Men” が、この問題について詳しい。またバーナード・ベイリンはアメリカ革命の思想的起源に関する研究著作のなかで、アメリカ

1775年3月、ジェファソンは総督の命令を無視して開かれたヴァージニア革命協議会(Convention)に出席した。その折にパトリック・ヘンリーの有名な「われに自由を与えるよ、しからずんば死を！」の演説を聞いたことであろう。また彼は、6月1日から開かれる予定の植民地議会の議長に再び指名されることになっていたペイトン・ランドルフに代わって、第二回大陸会議の代表に選出されたのであった。

6月1日、植民地議会は総督によって召集された。そこで同年2月27日付のいわゆるノース卿調停案——植民地が帝国の防衛と運営の費用を負担することに同意するならば、その額に応じて植民地にたいする課税を止めるというもの——を示された議会は、その調停案を拒否することに決め、ジェファソンが起草した回答を採択するのであるが(12日)、彼はその前日フィラデルフィアに向けて出発していた。

大陸会議で最初に彼に与えられた仕事は、『武力抵抗の必要な理由の宣言』を起草することであった。(すでに最初の武力衝突が、レキシントン=コンコードで起こっていた)。先に指名されていた起草委員会の報告が会議の認めるところにいたらず、6月26日にジョン・ディキンソンとジェファソンが新たに草案を作ることになったのである。ディキンソンは、『ペンジルヴァニア農民の書簡』(1767—68年)および『茶税に関する二つの書簡』(1773年)の著者であり、反英抗争の理論家として有名であった。

ジェファソンがまず草案を書いたが、これはディキンソンの受け入れるところとならず、結局彼が新しく起草し、大陸会議によって承認されたのはこのディキンソン案であった。(7月6日)しかしディキンソン案は、少なくとも3分

植民地人の選民意識に触れ、一方ではイギリス的自由の伝統の後継者たる自負と他方では彼等にたいする陰謀が絶えず試みられているという強迫観念が、その特徴であったとしている。Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* (Cambridge, 1967) 参照。

の1乃至は約半分は、ジェファソン案からとられたものである。ボイドは、『宣言』は2人の合作であるといいきっているほどである¹¹⁾。たとえば、「[イギリス議会は] 不当な圧迫によって植民地を奴隸の状態に……陥れようとした。そのため議会の行為に対処するのに、われわれは理性から武力に移ることが必要となつた」(傍点部分)などである。他方ディキンソンの簡潔な言葉も、この『宣言』を力強いものにしている。「われわれの大義は正しい。われわれの連合は完成した。われわれの内的資源は豊富である。またもし必要ならば、外国からの援助はまちがいなく到来するであろう。」しかし大陸会議が同じ日に、ディキンソンをしてきて妥協的な国王への『第二の請願』を書くことを認めたので、折角の『宣言』もその効果はうすれるのであった。

その後ジェファソンは7月31日までフィラデルフィアに滞在したのであるが、ノース卿調停案への大陸会議の回答を起草するという任務を与えられた。その任務はヴァージニア植民地議会で同様の文書をすでに書いていたのでむずかしいものではなかった。しかし、起草委員会の他のメンバーが、フランクリン、ジョン・アダムズ、リチャード・ヘンリー・リーであったことを考えると、彼の大陸会議における位置はすでに決して小さなものではなかったことがうかがわれる。そしてこの委員会のなかから、ジェファソンを含めた3人が翌年6月、『独立宣言』の起草委員に選ばれることになるのである。

3. 沈黙の時期

ジェファソンの『自叙伝』には、理解しがたい空白の期間がある。すなわち1775年7月21日以後、1776年5月15日までの記述がまったくないのである。また常ならば数多くの手紙を書いたことで知られているジェファソンであるが、1775年12月10日頃から翌年5月16日までの手紙

11) Julian P. Boyd, ed., *The Papers of Thomas Jefferson* (Princeton, 1950), I, 187-219.

は一通も残っていない。理解しがたい空白期間である。

他方、対英抗争はますます激化していった。8月国王は、アメリカ植民地は「明らかに反乱状態にある」といういわゆる「反徒宣言」を出し、10月11日は反抗の目的は独立であるという旨の演説を、議会で行なったのであった。そして12月に入って、アメリカ植民地の全部の港の閉鎖を宣言し外国との貿易を禁止したのであった。この間、イギリス海軍はニューイングランドのいくつかの港を砲撃した。これにたいして植民地側は武器弾薬の輸入のための秘密組織を作ったり、カナダ遠征などを試みたのであった。しかし大陸会議において、分離・独立が決議されることはなかった。なぜなら一方ではイギリス本国政府の和解を期待する声があり、他方では、かりに独立推進派が主導権を握った場合稳健派が植民地連合から脱退するおそれがあったからである。このような時期に、(1776年1月)トマス・ペインが『コモンセンス（常識論）』を書き、植民地人に大きな刺激を与えたのは周知の通りである。

ジェファソンは10月2日から12月28日までフィラデルフィアにあり、大陸会議に出席していたことは明らかである。しかし彼の公的活動としては、いくつかのあまり重要でない公文書を起草しただけである。しかも前述したように、彼はあまり多くの手紙を書いていない。ジェファソンの突然の不活発さの理由はいったい何であったのであろうか。

いくつかの理由が考えられるが、いずれもきわめて個人的なものである。一つには、彼は1775年9月に1才半になった次女ジェーンを失なった。この時、彼はモンティチェロの自宅にあった。ただでさえ体の弱いうえに娘を失なって落胆する妻マーサを一人残していくことは、ジェファソンにとって気がかりなことであったにちがいない。できるならば、フィラデルフィアに行かないですむことを願ったにちがいない。しかし他方では、対英抗争を続けていくためにはアメリカ植民地はあらゆる努力を必要として

いたのであった。有能な人物はその才能をすべて、そのために費すことが要求されていた。そのような時にジェファソンだけが個人的な悲しみにふけっていることは許されなかつた。ジェファソンの現存している書簡に、妻マーサから手紙が来ない、そのために何か不幸があつたのではないかと心配した気持を表わしているものがあるが、1775年末に彼はこのような種類の手紙をいくつか書いたが、後に何らかの事情で破棄してしまつたとも考えられなくはない。

第二に、ジェファソンの母、ジェーン・ランドルフが独立運動に反対していたことも考えられる¹²⁾。彼女はヴァージニアの名門ランドルフ家の出（しかしイギリス生まれ）である。彼女の従兄弟にあたるジョンおよびペイトン・ランドルフが、それぞれ王党派と愛国派に分かれるという悲劇があつたばかりであった。ジェーンにとって——むろんジェファソンにとっても——血のつながりのある者たちが互に分かれて戦うことは、もしそれが可能ならば、避けることが望ましかつた。しかしジェファソンが後に『独立宣言』の草案のなかに書き入れるように、独立という大義のためには同胞との関係を断つことも必要であった。彼のヴァージニアへの忠誠は、母ジェーンのそれよりも大きかったのである。その母が、1776年3月に歿した。彼にとって、彼女の死はイギリスとそれを象徴するすべてのものからの分離をうながす最上の機会であった。大陸会議に向けて、すぐにも出発したはずである。しかし彼はそれから1ヶ月もなおモンティチェロに滞在したのであるが、この間はげしい偏頭痛におそわれたのであった。偏頭痛が精神的要因と何らかの関係があるのであるならば、4月という月は、彼が最後の決断をするための——そして妻を残しておくことにたいする自責の念に打ちかつたための——内的葛藤を経ていた時期であったといえよう。

12) 以下は Fawn M. Brodie, *Thomas Jefferson: An Intimate History* (New York, 1974) によるところが大きい。とくに Ch. VIII “Jefferson and Independence—The Domestic Problem” 参照。

第三に、ジェファソンは大陸会議に出席するよりも、ヴァージニアにとどまり、新しい邦憲法制定の仕事に参加することをより強く望んでいた。独立後のアメリカがいぜんとして旧制度や古い慣習によって支配されるならば、イギリス本国にたいして抵抗してきた意味がなくなる。したがって各植民地の内部改革は戦場でイギリス正規軍を倒すことと同様に重要な課題であることは、ジェファソンは何人にもまして感じていた。1776年5月16日、フィラデルフィアに着いてまだ2日後に、彼はヴァージニアの一友人にあてて次のように書いた。「わが革命協議会が新たな統治機構を審議しようとするならば、たとえ短期間でも大陸会議への代表を召還すべきではないでしょうか。(中略) これこそ、今次の抗争の目指していることなのであります」。しかしこれは公言をはばかることであった。「これは貴殿だけに内密に伝えたいのであります。いかにこの問題が重要であっても、現在の状況では、他人に口外するには慎重を要するものでありますから」¹³⁾。ジェファソンは慎重でなければならない理由を明らかにしていない。しかし、ヴァージニア邦憲法制定という当時の彼にとって最大の関心事についても沈黙を守らなければならなかったことも、1775年末からの彼を不活発にした一つの原因ではある。

フィラデルフィアに着いたジェファソンは解放感を味うことができた。別のヴァージニアの友人にあてて、彼は次のように書いている。「私は政治の世界で新しく生まれ変わったようになります」¹⁴⁾。この彼の言葉には偽りはなかった。それからの1ヶ月半の間に、彼はヴァージニア邦憲法の第1次～3次草案を書き、そして『独立宣言』の草案を書くことになるのである。その意味で「沈黙の期間」は彼にとって、決断の時として、また彼の場合はとくに、『独立宣言』を書くための準備期間として、なくてはならなかつたのである。

13) To Thomas Nelson, May 17, 1776, *Papers*, I, 292.

14) To John Page, May 17, 1774, *Ibid.*, 293.

II 『独立宣言』の起草

1. 独立決議の問題

本来『独立宣言』の起草はアメリカ植民地が「連合して独立を決議し」た時点で、初めて決せられるべきものであった。事実、大陸会議は1776年7月2日に、ニューヨークを除くすべての植民地が独立の決議に同意し、その後に『宣言』案の検討に入ったのであった。そして2日後の7月4日、『宣言』案は最終的に採択されたのである。

「独立決議」は直接には、ヴァージニア植民地代表リチャード・ヘンリー・リーが6月7日に上程した提案の結果である。

ヴァージニアでは1776年に入って、最後の勅任総督ダンモアの統治は事実上消滅し、彼はチャエサピーク湾上のイギリス軍艦に逃れていた。革命協議会は5月6日ウィリアムズバーグで開かれたが、15日にはフィラデルフィアの第二回大陸会議のヴァージニア代表にたいして、独立宣言の決議を提出することを指令した決議文を採択したのであった。同時に、権利の宣言と新しい政府の基本構想案（ヴァージニア邦憲法）を起草する委員会も作られた。

ヴァージニア『決議』はその前文において、従来イギリス本国政府が植民地にたいしてなしてきたさまざまの行為にたいする不満を表明している。とくに植民地がなしてきた和解のための努力が強調され、国王が「反徒宣言」を出したのは不本意であると抗議している。国王は、植民地人をとらえて、彼等をして強制的に「親しき者と同胞にたいする殺りくと掠奪」に向かわしめたという一節が含まれているが、これは後にジェファソンが彼の『独立宣言』案に取り入れることとなる。

ジェファソンは5月14日にフィラデルフィアに着いていたので、ヴァージニア革命協議会からの指令は他の代表と同じく、同26日頃初めて知らされたことであろう。5月27日、ヴァージニア『決議』は大陸会議で読まれ、6月7日に

リーは正式に「独立決議」案を提出した。

リーの決議案は、三項目からなっていた。第一は植民地は独立を宣言すべきであることをいい、第二に「外国と同盟を結ぶについてもっとも有効な措置を取ること」を提起し、第三に「諸邦の連合計画〔連合規約——筆者注〕を起草する」委員会の設置をうながしたものであった¹⁵⁾。

第一の項目に大陸会議への議論が集中したのは予期されたことであった。6月8日および10日にわたってこの問題は討論されたが、結論は出なかった。そこで最終的な判断を下すことは、7月1日まで延期することが決められた。これはジョン・アダムズ等急進派が3週間のうちに独立の気運が大陸会議の内外において高まるのを期待して、稳健派にたいして一時的に譲歩したものととられた。事実、ペンシルヴァニアおよびメリーランドでは臨時の議会が開かれ、それぞれ6月18日と同28日に、独立宣言を支持する決議を採択したのであった¹⁶⁾。なお6月10日に、独立の決議が成立した場合を考えて、大陸会議では『独立宣言』起草のための委員会を設置することを決め、翌11日にすでにみた5人の起草委員を選出したのであった。

しかし7月1日になっても、独立賛成派と反対派の意見は対立したままであった。この間審議はすべて全体協議会の形でなされたので（議長——ベンジャミン・ハリソン〔ヴァージニア代表〕）、大陸会議の議事録からは何ら審議の詳

15) JCC, V, 425.

16) 両植民地におけるこの間の独立運動の経過については、Merrill Jensen, *The Founding of a Nation* (New York, 1968), 681-94. を参照。

17) この『覚え書』の実際の執筆時期については、大陸会議会期中、その直後、1783年頃、1821年頃と諸説ある。その手書きの原稿が『自叙伝』(1821年1月6日—同7月29日にかけて書かれた)の草稿の中にそう入されているからである。またジェファソンが、通説とはちがって7月4日に署名が行なわれたとしていることも、時期の正確な設定をむづかしくしている。コーチとピーデンは『自叙伝』の該当部分に含めているが、ボイドは年代的に配列し、1776年6月～7月に入れている。

細は分からぬ。ただジェファソンが会議中とった『覚え書』が唯一の資料として残っているだけである¹⁷⁾。それによれば、最大の意見の対立は、独立宣言の時期についてみられたのであった。稳健派は外国の援助の見通しが立ってからすべきだと主張し、急進派は独立を宣言し植民地内の統一をはかることが先決だとして、これに反論したのである。また、予想される同盟国——フランスおよびスペイン——はいずれも「カトリック的・専制的」国家であるから、このような国と同盟を結ぶことにたいする疑義もとなえられた。しかし、対英抗争がとくに激化した1774年以来繰り返されてきた議論のむし返しというのが、全般的印象であった。

7月1日、全体協議会において投票がなされた結果、ニューハンプシャー、コネティカット、マサチューセッツ、ニュージャージー、メリーランド、ヴァージニア、ノースカロライナおよびジョージアの植民地が賛成、ペンシルヴァニアおよびサウスカロライナの2植民地が反対、デラウェアは代表のあいだで意見が割れ（賛成1対反対1）、ニューヨークの代表は個人的には賛成であり植民地の大勢もその意向であるが、古い指令はいかなる独立の決議にも同意することを禁止していたとして、棄権した。これは、「全員一致」ということからほど遠かった。しかしこの事態も、「全員一致となるためにそれが必要ならばサウスカロライナの代表は彼等の意見を変える用意がある」としたサウスカロライナ代表エドワード・ラトレッジが、最終決定を1日延期する提案を行なったことにより、改善されることとなった。

翌2日、慣例にしたがって、投票は最北のニューハンプシャー植民地から始まった。デラウェアは宣言を支持する3人目の代表シーザー・ロドニーが加わって賛成にまわり、ペンシルヴァニアは反対派の2人——ディキンソンとロバート・モ里斯——が提案採択を予測して欠席したことによって、辛うじて賛成多数となった。サウスカロライナ代表は、前日の口約を履行したが、ニューヨーク代表は再び棄権した。「独

立決議」は午前中に成立し、『独立宣言』草案の検討は同日の午後から始まった。

したがってアメリカ合衆国の独立記念日は、正確には7月2日と考えるべきであろう。ジョン・アダムズは、この日は「アメリカの歴史を通じてもっとも記念すべき日」といっている¹⁸⁾。また7月4日に、大陸会議の代表56人が厳しくな気持で『独立宣言』に署名したというのも真実ではない。7月5日、大陸会議の命令によりフィラデルフィアのジョン・ダンラップによって印刷された『宣言』には、大陸会議議長ジョン・ハンコックと同書記チャールズ・トンプソンの名が活字で印刷されているだけである。さらに、『宣言』が「全員一致」のものとなるためにはニューヨーク植民地の同意が必要であったが、同協議会は「独立決議」を7月9日に承認し、そのニューヨークの決定がフィラデルフィアの大陸会議に伝えられた後、『連合せる13のアメリカ諸邦の全員一致の宣言』という正式のタイトルが採択されたのは、7月19日のことである。そして羊皮紙に書かれた正式の文書ができあがったのは8月2日であった。ほとんどの代表はこの日に署名したが、後日名を加えた者もあった。7月2日「独立決議」採択の際大陸会議にあっても、署名しなかった代表（ロバート・R・リヴィングストン等）もあり、その反対に欠席していても署名している者（ジョージ・ウィズ、リチャード・ヘンリー・リー等）もいる。

2. 草案作成から採択まで

ジェファソンがいつ草案を完成させ、それを起草委員会がどのように検討したかは詳しい記録が残っていない。しかし草案の草稿（Rough Draftとして知られている）へのジェファソンおよびアダムズ、フランクリン等の書き込み、起草委員会の「報告」（もしくは原案。その草稿（Fair Copy）は現在は残っていないがジェ

18) To Atbigail Adams, July 3, 1776, *Adams Family Correspondence*, ed. L. H. Butterfield (Cambridge, Mass., 1963), II, 30.

ファソンが作った写しから再現できる），最終案を比較することによって、『独立宣言』の起草の各段階をたどることができる。

次に訳出したのは、「報告」の全文である。

* 印は起草委員会でなされた修正、（）内は大陸会議において削除された部分、〔〕内は同じく加えられた部分である。☆…☆はリーによる「独立決議」文である¹⁹⁾。

「連合会議におけるアメリカ連合諸邦の代表による宣言」

人類の歴史において、ある国民が他国民と結ばれていた政治上の絆を断ち切り、地上各国の間にあって、自然の法と自然の神の法によって本来当然与えられるべき自立平等の地位を主張しなければならなくなる場合がある。そうした場合、人類の意見をしかるべき尊重しようとするならば、その国民が独立せざるをえなくなった原因を、公けに表明することが必要であろう。

われわれは、次のことは* 自明の真理であると信じている²⁰⁾。すなわち、すべて人間は平等に造られ、造物主によって、一定の誰にも譲ることのできない権利を与えられ、これらの権利の中には、生命、自由および幸福の追求が含まれる。これらの権利を確保するために政府が設置されること、そして政府の権力はそれに被治者が同意を与える場合にのみ正当とされる。いかなる形態の政府であれ、これらの目的を破壊するようになれば、国民はいつでもそうした政府を変改し、廃止する権利を有すること、およびその政府のよって立つ原理とその政府権限のあり様を国民の安

19) Boyd, *Papers*, I, 315—19 所収のテキストを用い、『アメリカの建国思想』の邦訳を参考にした。(133-37ページ)

20) ジェファソンは「神聖にして否定できない」と最初書いたが、「自明の」に変えたのはおそらくフランクリンであろう。Becker, *op. cit.*, 142, n. 1. 他にも字句の修正はなされたが、それほど重要でないものは省いた。

全と幸福とともにっとも役立つと思われるものに求める権利を有する、と信ずる。もちろん長く確立されてきた政府を、一時的な理由によって軽々しく変改してはならないことは、まことに思慮分別の示す通りである。人類の経験に照らすならば、人類は、慣れ親しんできた形式を廃止することによって権利を復活しようとするよりは、災害が忍びうるものである限りは、むしろ耐えようとする傾向のあることが示されている。しかし、権力の一連の乱用と篡奪とが、同じ目的をめざすに追求し国民を絶対的な専制政治の下にひきいれようとする意図を明らかにしている時には、そのような政府を転覆し、自らの将来の安全のために新しい保障の組織を作ることは国民の権利であり、また義務でもある。これら植民地が耐え忍んできた苦難はまさしくそうした場合であり、今や彼等はやむなく、彼等の従来の統治形態を変改する必要をみるにいたったわけである。イギリスの現国王の歴史は、これら諸邦のうえに、絶対的な専制政治を確立することを直接の目的として繰り返し行なわれた（どの一つをとっても他と異なるものはない）権利侵害と篡奪の行為の歴史である。このことを証明するために、公正な世界に向かって事実の数々を提示しようとするものである。（それらが誤りでないことをわれわれは心に誓って申し立てる）。

彼、イギリス国王は、一般の福祉のために適正かつ必要な法律の裁可を拒んだ。

彼は、彼の裁可以前にはその効力を停止せしめるという規定のない場合にはその総督をして、緊急な法律の成立を禁じ、それらを停止せしめた後には、何ら注意を払わずに閑却しておいた。

彼は、広範な地方を国民の利用に供させる法律の制定を拒んだ。そのような法律制定の条件として国民が議会に代表を送る権利の放棄を求めたが、代表権は国民にはもっとも尊いものであり、ただ暴君にとってのみ恐れられるべきものである。

* 彼は、植民地議会を異常にかつ不便にして公文書記録類の所在地から遠く離れた地に召集せしめたが、これはもっぱら議会をして疲労せしめて、結局彼の方策に同意するをよぎなくさせることを目的としたものである。

彼は、植民地議会が国王による国民の権利の侵害にたいして断固たる反対の態度をとったために、繰り返し解散せしめた。

彼は、このように解散させた後において、選挙によって新しい議会を成立させることを拒んだ。その結果、本来消滅することのない立法権は人民の手に復帰したが、諸邦はその間外部からの侵入と内部よりの混乱の危険にさらされることとなった。

彼は、諸邦の人口が増大するのを阻止しようとした。そのため、外国人の帰化を妨げ、移民の到来を促進するための立法の成立を拒み、土地の新しい取得の条件を厳しくした。

彼は、司法権の確立を期する法律に裁可を拒むことによって、司法の執行を妨げた。

彼は、裁判官の任期およびその報酬の額・支払いについて、彼の一存だけで決定できるようにした。

彼は、数多くの官職を作り、新任の官吏を無数に派遣してわれわれ植民地人を悩まし、その財産を消耗させた。

彼は、平時において、植民地議会の同意を得ることなく、常備軍（および戦艦）をおいた。

彼は、軍部をして、文官の権力より独立しかつ優位に立たしめるようにした。

彼は、本国議会と組んで、われわれの憲法の認めていない、またわれわれの法律によって承認されていない権限にわれわれを服従せしめた。すなわち、次のとき本国議会の越権の立法行為に裁可を与えたのであった――

われわれの間に多数の軍隊を宿営せしめた。その軍隊が諸邦の住民にたいして殺人を犯すことがあっても、偽りの裁判によって処罰を免れしめた。

わが諸邦が世界各地と通商することを禁止

した。

われわれの同意なくして租税を課した。

[多くの事件において,]陪審による裁判の利益を奪った。

無実の犯行を理由として、植民地人を裁判のために海外へ移送した。

* 隣接の植民地においてイギリス法の自由な制度を廃し、そこに専断的な政府を樹立ししかもその境界を拡大して、同時にわが植民地にも同様な専断的統治を導入する先例ないし恰好の手段とした。

われわれの特許状を撤回し、われわれにとりもともと貴重な法律を廃止し、わが政府の形態を根本的に変えた。

われわれの議会を停止し、いかなる事項についても本国議会が植民地のために立法する権限ありとした。——以上である。

彼は、(勅任の総督を本国に戻し,)われわれ植民地人は彼の保護外にあると宣言し、[われわれに戦争をしかけることによって植民地における統治を放棄した。]

彼は、われわれの海洋を掠奪し、海岸を侵略し、都市を焼きわれわれの生命を奪った。

彼は、今現に外国人傭兵の大軍を輸送しつつあり、もって、[もっとも野蛮な時代にもその比をみなかった]およそ文明国の元首にはまったくふさわしくない残虐と背信の状況をもって始められた死、荒廃、專政の事業を成就しようとしている。

彼は、[われわれの間に動乱を誘発し]、辺境の住民にたいして、苛酷なインディアン蛮族の攻撃を來たらしめた。インディアンの戦争法が、年令、性別、貧富の別なく相手方を全面的に破壊せしめるものであることは知られている。

(彼は、財産の没収・押収という巧みな誘惑をもって、わが同胞の間に、裏切りの暴動を生ぜしめた。)

* 彼は、公海において捕虜となったわが同胞をして強制的に、その祖国にたいして武器をとり、その友人同胞を処刑する者あるいは自

ら友人同胞の手によって倒れる者たらしめた。

(彼は、彼になんら危害を加えたことのない遠い地の人間をとらえて、西半球に送って奴隸とし、あるいはその輸送途上において惨めな死にいたらしめ、これらの人間にとってもっとも神聖な権利である生命と自由とを侵害してきたが、これはまさしく人間性自体にたいする残虐な戦いといべきである。この海賊的な戦い、信仰に背く権力行使が、クリスチャンたるイギリス国王の戦いのやり方なのである。彼は、人間の売買のための市場を長く開放しておくために、このいまわしい通商を禁止ないし抑制しようとする立法上の試みを一切抑えようとして、国王の拒否権を悪用した。このような恐るべき事実があってもまだはっきりした印に欠けてでもいるかのごとく、彼は今この奴隸たちをして、われわれに歯向かわしめ、彼等から奪った自由をかつて彼等を売り渡した相手方を殺すことによって、買い取らしめようとしている。かくしてイギリス国王は、黒人の自由にたいして犯した犯罪を、別の人びとの生命を犯せしめることによって償おうとしているのである)。

以上のごとき圧政にたいして、われわれは各段階において、きわめて謙虚な言葉をもってその匡正を請願してきた。だがわれわれの繰り返し行なった請願は、ただ繰り返し行なわれる権利侵害をもって答えられたにすぎない。かくして、いずれも暴君の定義となるような行為によって特徴づけられた君主は、(自由であらんと欲する) [自由な]国民の支配者たるに不適任である。(一人の人間の無分別が12年間という短い期間に、自由の原則に育まれそれを固く信じてきた人びとにたいするかくも広範にして、かくも公然たる圧政の基盤が築かれたとは、未来永劫にわたって何人も信じないであろう)。

われわれはまた、イギリスの同胞にたいしても注意をうながすことに欠けるところはなかった。われわれは再三再四、彼等にたいしてその議会が〔不当な〕権限を押しおよぼそう

とする企てについて警告した。われわれは、アメリカに移住し定住した事情について、彼等の考慮を喚起した。(移住はイギリス本国の富や力の援助を受けることなく、われわれ自身の血と財産を犠牲にしてなされたこと、われわれはいくつかの政府を樹立したが、その過程において一人の共通の国王を擁することを決め、それによってイギリスにおける同胞との永遠の盟約と友好の基礎をおいたことそして歴史の教えるところが正しいならばわれわれの憲法は彼等の議会への服従をうたっていなかったこと——以上の事情に鑑み、不当な主張は決して受け入れることはできないのである。) 彼等の生来の正義観と寛大な精神にうったえ、相互の結びつきと交渉とを〔必ずや〕妨げることになる上記の簒奪行為を否認するよう、血縁の絆を通して嘆願した。しかし彼等もまた、この正義と血族の声に耳を貸そうとしたかった。(彼等の法律の通常の手続きを通して、われわれの間の調和を乱すものを彼等の議会から除去すべき時が来っても、彼等は自由選挙によりこれらの人びとを元の地位に復帰せしめた。現在、彼等は彼等の首長がわれわれの権利を侵害しわかれわれを破滅させるために、血を同じくする兵士のみならず、スコットランドおよび外国の傭兵を派遣するのを黙認しているのである。かかる事実は、われわれにたいし最後の決意をせるものである。無感覚のわれわれの同胞と永遠に訣別すること、それが眞の勇氣である。それゆえにわれわれは、彼等にたいして抱いてきた友愛を忘れ、他国民と同様、戦争においては敵、平和においては友とみるよう努めるべきなのである。われわれはともに、自由にして偉大な国民であった。しかし、高邁かつ自由な交渉は、彼等にとって品位をけがすものようである。彼等でも幸福と栄光への道を歩むことができるのならば、われわれにとっても、それは不可能ではないはずである。彼等とは分かれて、歩もうではないか。) それゆえに、われわれは分離の必要性

を宣言せざるをえず、〔イギリスの同胞は他国民と同様、戦争においては敵、平和においては友とみなさざるをえないのである。〕

ゆえに、われわれアメリカ連合諸邦の代表は連合会議に参集し、〔われわれの企図の公正なことを世界の至高の審判にうったえ、〕これら植民地の良き住民の名と権威において〔次のごとく厳しく宣言するものである〕☆この連合植民地は自由にして独立な国家であり、また当然そうあるべきである。これらの諸邦はイギリス国王への忠誠よりいっさい解除され、イギリスとの政治的関係はすべて消滅した。☆諸邦は自由かつ独立の国家として、宣戦講和をなし、同盟、通商の条約を結び、その他独立国として当然行ないうといっさいの行為をなす権限をもつものである。この宣言の支持のために、〔われわれは神の摂理の加護を信じ、〕相ともに、われわれの生命、財産および神聖なる名誉をささげることを誓う²¹⁾。

ジェファソンは、『宣言』の草案を作成するにあたって「何か特定のすでに書かれたものから写しとったわけではない」と、後年述懐している²²⁾。しかし彼は、当然、『イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約』をもっていたであろうし、ヴァージニア植民地議会あるいは同革命協議会さらには大陸会議の代表として彼が関係した公文書の写しは保管していたであろう。彼はそれらを参考にしたが、自分の書いたものだったので、「何か特定の著作」とは意識しなかったのであろう。

実際に、彼はヴァージニア邦憲法第一次草案の草稿を、『独立宣言』の草稿に用いたのであった。この草案はイギリス国王にたいする告発

21) 羊皮紙のコピーでは各項目は列記されておらず、ダッシュによってつながっている。また、「われわれの間に動乱を誘発し、辺境の住民（以下略）」と「公海において（以下略）」の項目が入れかわっている。

22) ヘンリー・リーへの手紙。注2) 参照。

の部分（前文）と政府の基本構想を述べた部分からなりたっているが、その前文は項目の配列を変え、新たな項目を加え、僅かの語句の修正をしただけで『宣言』の草案に含まれている。草稿は現在は残っており、ジェファソンの手になる加筆・修正は明確である。

ジェファソンの草案に何か「独創的などころ」があったとすれば、黒人奴隸制の成立の責任をイギリス国王に課したことと、イギリス本国の人びとにたいし、植民地人の直面する問題について理解がないとし彼等を批判したことであろう。しかしいずれの箇所も大陸会議において削除される結果となった。

ジェファソンはこの点に関して次のように説明している。「奴隸制の継続を望んでいた……サウスカロライナとジョージアの要請があつて〔奴隸制を告発する項目は〕削除されたのである」と。しかし彼は同時に、奴隸貿易に深くかかづらっていた北部植民地もこの問題については、「いささか罪の意識があつた」とつけ加えることは忘れていない。また彼自身は国王の翻意を期待することは無駄であり、イギリス政府との和解はもはや不可能であると考えていたが、「イギリスには友好関係を保つておかなければならぬ人びとがまだいるという弱気の考えを、少なからぬ数の代表が抱いていた」。ジェファソンが正しかったか、あるいは該当箇所を削ったことにおいて大陸会議のほうが賢明であったかに関しては、文章スタイルの問題と関連させて次節でみることにする²³⁾。

目前で自分の原案が一字一句検討されるのを見るのは、ジェファソンにとってつらいことであったにちがいない。とくに彼が強調したかった箇所が大きく削られたことは、感受性の強い彼にとって、耐えがたい大きな試練であったことであろう。しかし全般的にいって、『独立宣言』は草案より最終案のほうが簡潔であり、また力強くもあるのは否定できない。ジェファソンは自分の案に未練があった。彼はいく人かの友人に、大陸会議が採択した最終案と彼の案

（正確には起草委員会の「報告」）の写しをそれぞれとって送り、両者の比較をうながすのであった。「人の考えは、彼が是認するものだけでなく、彼が否認するものによっても明らかになる」というのがジェファソンの考え方であったが、両方の案を比較することによって1776年7月当時のアメリカ植民地の内部において、分離・独立に関してどのような見解の違いがあったかを知ることができる²⁴⁾。

3. レトリック上の問題点

大陸会議において削除された大きな二つの箇所は、まず第一に内容の点で多数の代表たちの同意をえられなかったのであるが、それらは文章スタイルの点からいっても、必ずしも模範的とはいえなかった。

イギリス国王にたいする告発のなかで、奴隸制廃止を妨げたという項目は、宣言の中でクライマックスとなるはずのものであった。ジェファソンがそれを最後に持ってきたことおよびそれに最大のスペースをさいでいることからも、この問題にたいする彼の関心の大きさがうかがえる。しかし、奴隸制の成立に国王が責任があるという議論は、無理があった。奴隸貿易禁止の立法をイギリス政府が認めなかったということと、アメリカ植民地に黒人奴隸制が発達したということは、それぞれ別の問題である。さらに国王は、植民地において習慣となっていた遺言または黒人奴隸の特別の功績にたいしてなされる自発的解放（manumission）は、禁止していなかったはずである。自発的個人的レベルでの解放が奴隸制全体の廃止にまでいたらなかつたとすれば、それはむしろ植民地人の側にそれを許さない事情があったとみるべきであろう²⁵⁾。このような項目が入れられたのは、起草者の側

24) *Ibid.*

25) ジェファソンは、イギリス政府の重商主義的政策は黒人奴隸制を基盤とした生産体制があって、初めて維持された。だから奴隸制の導入にたいして本国政府すなわち国王は責任をとるべきだと論じることができたであろうが、そこまでは考えつかなかつたようである。

の特別な事情があったとみるべきである。すなわち自由の擁護をうたい「奴隸の状態に陥いられられ」つつあることに抗議する一方、そして黒人奴隸制は社会的不正義であると知りながら現実にはそれなしでは生活できなかったジェファソンの、アンビヴァレントな感情が現われているのである。したがって、『独立宣言』の草案は、この項目がかりに含まれていなかつたとしても、その欠落ゆえに批判されたであろうことは理解にかたくない。

ジェファソンは、「人間性自体にたいする残酷な戦い」というきわめて抽象的な表現を使う一方、「人間の売買のための市場」というように表記上のテクニック（ゴチック体、原文では大文字）を用いて、読む人の心にうったえようとするのであるが、空しい響きを読む人は感じるのではなかろうか²⁶⁾。ジェファソンの——ということは、とりも直さず奴隸制を認めていた当時のアメリカ社会の——矛盾は、単なるレトリックでは表しきれないほど大きかったのである。

さらに、告発の部分から結論へ導く部分で、彼はイギリスにおける同胞を批判する一節を入れている。これは一見、大西洋の彼方に住む者にたいする批判に聞えるが、彼の本当の意図は、感傷的な理由で母国との分離に踏み切れないでいる人びとにたいするもどかしさ——あるいは苛立ち——を表わすことにあった。したがって批判の対象は、同胞アメリカ植民地人のある部分であったのである。そのような批判を大陸会議は好まなかった。イギリス国民の人格をそれはそこなうだけではなく、反英運動に従事してきたかなりの数の植民地人の人格をも、それはそこなう恐れがあったのである。

最後に、「高邁かつ自由な交渉」以下の文章あるいは「彼等でも幸福と栄光への道を歩むことができるのであるならば」といった箇所は、明確さに欠ける。とくに前者の場合、唐突です

26) 以下は Becker, *op. cit.*, Ch. V “The Literary Qualities of the Declaration” によるところが多い。

らある。ジェファソンが直截的であるよりは、痛烈な風刺を意図したとしたならば、それはマイナスの効果しか生まれなかつた。なぜなら平易であるべき宣言文には、この種の操作は必要とされなかつたからである。

ジェファソンの文体の特徴は、元来その流麗さにある。全体の調子は常に穏かであり、複雑な内容のことともいとも平易に述べる才能が彼にはあつた。彼の書いたものは、見かけ以上に内容が深いのはそのためである。かりに彼の文章にほとばしるような情熱もしくは心の奥底から湧き出る苦悩というものが感じられないとしても、それは彼が冷淡であったからではない。問題は、彼には書いたものをもつて、読む人の感情を操作することができなかつたことである。そのような意図をもつて書けば、流麗さは失なわれ不自然なものとなつたであろう。1776年当時の「アメリカ人の精神を表明」するための「適当な調子や気迫」とは、ジェファソンがきわめて自然に書いた場合の、彼の文章スタイルそのものだったのである。

む す び

ジェファソンが7月4日に、彼の起草した『独立宣言』が大陸会議において採択されたことにたいしどのような感慨をもつていたか、はっきりしたことは分からぬ。その文書が大きな歴史的意義をもつようになるとは、おそらく考えててもいなかつたにちがいない。7月2日「独立決議」が通過した際、ジョン・アダムズが示したような感情の高まりは彼にはみられなかつた。7月4日の彼の行動についてわれわれが知っているのは、午前6時に気温を測定(68°F)したこと、新しい温度計を買ったこと、最高気温が76°Fあったと記録したこと、そして女ものの手袋を7丁買ったことだけである²⁷⁾。彼は、ひたすら、モンティチェロの自宅に戻ることを願っていたようであるが、偉大な『独立宣言』の著者が、このように個人的願望を強調す

27) Brodie, *op. cit.*, 124.

るのは意外にみえるかもしれない。この点について彼はエドムンド・ペンドルトンにあてた書簡のなかで、「差し迫った家庭の事情のために私に代わる代表が選ばれ派遣されるのを願わなくてはならないのは、私にとって大へん心苦しいことあります。これ以上詳しく、説明できないことをご容赦下さい」と弁明している²⁸⁾。どのような事情であったか、今となっては知る由はないが、彼は9月2日、彼の代わりとなる代表が到着する前にフィラデルフィアを離れたのであった。

今日『独立宣言』が引用されるとき、そこに盛られた理想と現実のギャップがしばしば問題にされる。とくに、「すべて人民は」というとき黒人奴隸は含まれなかったのではなかろうかという批判、あるいは『宣言』の起草者は少数派の意見を尊重する意図はなかったという指摘がなされる。つまり形式および文章スタイルから、理想の達成度という問題に人の関心は移ってきてているといえるであろう²⁹⁾。

ジェファソンと彼の支持者にとっては、イギリス国王の不正行為（と彼等が考えたもの）を告発することが最大の関心事であった。大陸会議での論議が後半の部分に集中したのは当然のことである。それにたいして、前文の自然権哲学にもとづいた契約論・国家観は、ほとんど問題になることなく承認されたのであった。しかし今日ではこの関係は逆になっている。すなわち国王を告発している各項目は、今や歴史的意味しかないが、前文はその普遍的性格ゆえに時代が変わった今でも（あるいは、今だからこそ）その意義が繰り返し検討されなければならないのである。

ジェファソンはそれを単なる論理的仮説とみ

28) To Edmund Pendleton, ca. June 30, 1776, *Papers*, I, 408.

29) たとえば Bernard Wishy, "John Locke and the Spirit of '76," *Political Science Quarterly*, LX XIII, No. 3 (September 1958), 413-25; Staughton Lynd, *Intellectual Origins of American Radicalism* (New York, 1968) などがある。

て、そのインプリケーションを十分に把握していないかったようであるが、『独立宣言』の前文は将来のアメリカ社会がよってたつ根本原則を示すものであった。それはきわめてラディカルなヴィジョンであり、18世紀の政治観・社会観とは異なったものであった。つまり伝統的な自由の概念に代わって、平等の理念の追求がそこに含まれていたのである。大陸会議の他の代表たちはその点を認識し、むしろ警戒すべきであった。ジョン・アダムズは、ジェファソンのヴィジョンの急進性に気付いていた。しかし彼はジェファソンが彼の理念の行きつくところ—平等社会の出現—が何であるかを明確に認識していなかったと同じように、その実現を阻むことはできなかった。

『独立宣言』のパラドックスは、それが18世紀以前のアメリカ植民地人の体験（これは特殊な限られた性質のものである）を概念化したにすぎないにもかかわらず、その伝えるところのものは普遍的であったという点である。しかし、さらに大きなパラドックスがある。『独立宣言』はイギリス的伝統の擁護という元来は保守的目的をもって書かれたが、アメリカ史を通じて、平等の権利の確立という進歩的な理念追求のための象徴となった。それは多数派の権利を守るという大義名分のもとに少数派—たとえば原住民インディアンや黒人など—にたいする支配を正当化するための「抑圧の理論」を提供したが、同時に多数派社会への異議申し立て者が、その行動を正当化するための「抵抗の理論」たりえたのであった³⁰⁾。

理念の実践化は時間の経過のなかで試されなければならぬとするならば、『独立宣言』の真の意図は何であったかという問いは、アメリカ思想史の一つの大きな課題として残るのであり、その解釈と意義の問題は、常に古くて新しいというのは、以上のような意味においてである。

30) 「抑圧の理論」は、清水知久他『アメリカ史研究入門』（山川出版社、1974年），81ページ参照。

（同志社大学文学部助教授）